

実務特集 法人

仮払いでも「当期」の交際費に

ポイント早分かり 決算対策 ④

アドバイザー/公認会計士・税理士 土屋晴行



前回は引き続き、決算対策のポイントとなる交際費の処理について解説する。

●ポイント5 資産の取得価額に含まれている交際費はな

損金不算入の対象となる交際費には、営業費などとして費用処理されているものだけでなく、資産の取得価額に含まれているものも対象となる。たとえば、土地を取得する際に地主を接待したとき、その接待にかかった費用は土地の取得価額に含まれているが、税法上では交際費となる。

損金不算入額×支出交際費額のうち取得価額算入分 / 支出交際費額

●ポイント6 接待・交際があつたときに費用として計上しているか

税法上の交際費は、仮払い、未払いなどの経理のいかんを問わず、接待・交際などの事実があつたときに認められる。したがって、法人が仮払金として処理していても、当期の交際である限り、当期の損金不算入計算の対象とされる。逆に、翌期で仮払金を交際費

勘定に振り替えて損金処理したとしても、交際費支出があつたものとは扱われない。

●ポイント7 証拠書類が整備されているか

見落としがちな消費税の処理

法人が金銭などを支出した事実を立証することは、税務上はもちろん、法人がなすべき当然の義務である。したがって、たとえば、その支出の性質上、支出先から領収証がもらえないものがあるとしても、その支出先、支出の目的や内容を記録して、その支出の事実の真实性が確認できるようにしておくべきである。

●ポイント8 売上割戻しと交際費との区分は妥当か
売上割戻しを金銭や事業用資産によって交付するときは、相手方が収益に計上しているのだから、これに對して、相手方の役員や使用人に対して支払われたときには、たとえ金銭であつても、個人的な飲心を手えようとする意図があることは明らかなので、交際費とされる。
また、相手方に対する売上割戻し基準に基づく支払いであつても、事業用資産以外の

物品(購入価格がおおむね3千円以下のものを除く)の供与、旅行・観劇接待などであれば交際費とされる。
売上割戻し基準に基づいて、券面額3千円以下の商品券を交付したときには、商品券を同時に数枚使えば、高額の物品を取得することができるので、交際費とされる。これに對して、ビール券・図書券などは購入できるものが特定されており、しかも少額の物品なので交際費とはされない。旅行券・飲食券などは、これによって得る経済的な利益が、もともと交際費に該当するものなので、交際費課税の対象となる。

●ポイント9 控除対象外消費税も含まれているか
交際費と消費税との関連は、次の通り。
①商品券・ビール券・旅行券などの物品、切手を購入して贈答用にしたときには、その購入費用は仕入税額控除の対象とはならない。
②使途不明の交際費は、仕入税額控除の対象とはならない。
③税抜経理方式によつて、交際費にかかる消費税額は、損金不算入額の計算に含めない。ただし、交際費にかかる消費税額のうち、控除対象外消費税額に相当する金額は、損金不算入額の計算に含まれる。

(つづく)

家族に財産を残すテクニック

相続税対策

実務特集

個人

最終回 養子縁組を活用する



アドバイザー/ランドマーク税理士法人代表社員 税理士 清田幸弘

基礎控除額、非課税限度額が増加

1. はじめに

相続税の基礎控除額は、「5千万円+1千万円×法定相続人の数」で算定される。したがって、法定相続人の数が増えると基礎控除額が増加し、相続税額が減少することになる。

2. 養子縁組の利点は次の通りである

- ①相続税の基礎控除額は、法定相続人の数1人につき1千万円増加する。
法定相続人の数に含めることができる養子の数は、実子がいる場合には養子のうち1人、実子がいらない場合には養子のうち2人まで認められる。なお、民法上においては養子の数に制限はない。
②相続税は、所得税と同じく超過累進税率であるため、法定相続人の数が増えると、1人当たりの相続分が減少し、税率が下がることとなる。
③生命保険金や退職手当金を計算する際の非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」で算定されるため、法定相続人の数が増えると非課税限度額も増加する。
また、孫を養子にすることによって、その養子に財産を相続させた分だけ相続を1代とばすことができる。ただし、被相続人の養子となったその被相続人の孫(代襲相続人である者を除く)は、相続税額の2割加算の対象者に含まれることから、分割方法によっては相続税額が逆

に増加する場合もあるため注意が必要である。

は相続税対策とならないことも想定されるため、今後の税制改正の動きについても注目したい。(おわり)

【例】を見ると、事例1に比べ事例2では、相続税額が2300万円(1億3280万円-1億980万円)節税できることになる。

ただし、養子縁組をすると、相続人が増えるため、遺産分割協議の際に相続トラブルが起こる可能性がある。そこで、遺言書の作成など「相続」が「争族」とならないための対策が必要である。なお、養子縁組は、現行の法定相続分課税方式においては相続税対策として有効であるが、課税方式に変更があつた場合に

【例】

相続財産5億円(土地3億5千万円、預金1億円、生命保険5千万円、葬儀費用300万円を含む)

(事例1) 法定相続人…実子2人

(事例2) 法定相続人…実子2人、養子1人(被相続人の孫以外の者)

Table with 3 columns: Item, (事例1) 養子縁組をしない場合, (事例2) 養子縁組をした場合. Rows include 土地, 預金, 生命保険金, 非課税限度額, 葬式費用, 基礎控除額, 課税遺産総額.

(※1) 生命保険金の非課税限度額 (事例1) 500万円×2人=1千万円 (事例2) 500万円×3人=1500万円

(※2) 基礎控除額 (事例1) 5千万円+1千万円×2人=7千万円 (事例2) 5千万円+1千万円×3人=8千万円

Table with 3 columns: Calculation Item, (1) 養子縁組をしない場合, (2) 養子縁組をした場合. Rows include 相続税の計算, 課税遺産総額, 相続税額.